

## 企画提案仕様書

### 1. 事業の目的

山梨市・笛吹市・甲州市の3市で構成する峡東地域は、果樹王国と言われる山梨県において、特にブドウ・モモを中心とした果樹栽培が盛んな地域である。社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農業と、密接に関わり育まれた文化・景観が認められ、令和4年7月に「峡東地域の扇状地に適応した果樹農業システム」として世界農業遺産に認定されている。

認定から4年が経つ今年度は、首都圏において峡東地域の魅力を直接的に発信するPRイベントを実施することにより、認知度の向上及び誘客の促進を図ることを目的とする。

### 2. 業務期間

契約締結の日から令和8年12月18日まで

### 3. 業務の概要

本業務は、首都圏におけるPRイベントを企画・実施し、峡東地域への来訪意欲の喚起を図るものである。

### 4. 業務内容

#### (1) 首都圏PRイベント実施業務

##### ア 企画提案

- ・本業務の実施にあたっては、発注者と協議を行い、承認を得ること
- ・実施日は8月下旬～9月中旬（シャインマスカットの出荷初期に実施、イベント来場者の峡東地域への来訪につながる時期設定）とし、イベント開催日数は1～3日間程度
- ・イベントコンセプトの設定
- ・ターゲットの明確化（当協議会で所持しているアンケート調査結果を分析し、本事業におけるターゲット層を提案すること）
- ・来場者の行動変容（来訪意欲向上等）を意識した内容

##### イ 会場選定

- ・会場については、中野ブロードウェイ商店街の空き店舗スペースを使用（地下1階の空きスペース、約4×10m）。ただし、商店街側との打合せにより変更となる場合がある。
- ・受託者は、指定会場の特性を踏まえ、効果的な会場活用及び運営計画を提

案すること。

#### ウ 実施内容

- ・物販及び無料配布（シャインマスカット等の生食ぶどう、他のフルーツの加工品等）、体験、PR 展示等の企画
- ・物販及び無料配布における業者選定は3市のバランスを考慮すること
- ・農産物や地域資源の活用
- ・来場者による SNS 投稿及び情報拡散を促進する導線設計及び施策を実施すること
- ・会場において世界農業遺産に関するアンケートを実施し、認知度、理解度、意義及び今後の活用等に関する意見を収集・分析するとともに、イベントの効果検証及び今後の事業実施に向けた提案を含む報告書を作成すること

#### エ 運営

- ・設営、運営、撤去
- ・来場者対応
- ・安全管理
- ・食品衛生法その他関係法令を遵守すること
- ・必要な許可申請等を行うこと
- ・必要に応じイベント保険等へ加入すること

#### オ 広報

- ・SNS 等を活用した事前・当日・事後発信を行うこと
- ・SNS との連動
- ・告知用パンフレット及びポスター制作、配布

#### カ 制作物

- ・業務に必要な関連物品等の制作（スタッフ用法被、農業遺産解説パネル、イベント看板 等）  
※パンフレット及び関連物品等にあっては、イベント終了後は協議会所有とし、残余品及び印刷用データを協議会に提供すること。

#### (2) 共通事項

- ・業務全体の進行管理
- ・発注者との定期協議

- ・関係団体との調整

## 5. 実施体制

- ・本業務を統括する責任者を配置すること
- ・イベント実施に関する専門的知見を有する体制とすること

## 6. 事業効果の検証及び事業報告書の作成に関すること

イベント終了後30日以内に事業報告書を紙媒体5部（正本1部、副本4部）及び電子データ（一式）で協議会に提出すること。なお、事業報告書の記載内容は次のとおりとする。

- （1）本業務の実施内容（企画提案書を実施実態に合わせ修正し、その内容を実施状況に合わせ加筆等したもの）
- （2）アンケートの集計結果
- （3）写真、映像等の履行状況が確認できるもの
- （4）経費内訳書
- （5）パンフレット等成果物一式（イベント終了後に協議会に帰属した物品についてはその使用状況等が分かる資料）
- （6）イベント開催前に実施したSNS・メディア等を活用した広報広告活動のインプレッション数についての検証・報告
- （7）その他協議会が指示するもの

## 7. その他必要な業務

業務上付帯的に実施しなければならない業務については、委託料の範囲内において誠実に実施すること。

## 8. スケジュール

契約後、速やかに業務実施計画書を提出し、協議の上決定する

## 9. 委託料上限額

金2,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※会場使用料、設営撤去費、運搬費、保険料その他本業務に必要な経費は、原則として委託料に含むものとする。

## 10. 契約後の留意事項

### （1）第三者への委託

本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、事前に協議会に

対し書面で再委託先、再委託期間及び再委託する業務内容を届け出、承認を得ることとする。なお、承認後に再委託契約書の写しを協議会に提出すること。

(2) 個人情報の取扱い

本事業を通じて知り得た個人情報その他業務の内容を第三者に漏らし、又は公表してはならない。

(3) 関係機関との打合せ等

本業務を実施するにあたって協議会及び関係機関（施設管理者、警察及び消防等）と随時必要な打ち合わせを行い、その記録を作成するとともに、協議会が申請する使用許可等に関する申請書類の作成及び提出など必要な手続きを行うものとする。

(4) 成果物の譲渡等

本業務の成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該成果物に係る著作権（同法21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該成果物の引き渡し時に協議会に無償で譲渡するものとする。

また、協議会は成果物が著作物に該当するか否かに関わらず、当該成果物の内容を承諾なく自由に公表することができる。

なお、成果物が著作物に該当する場合において、協議会が当該成果物の利用目的の実現のためにその内容を改変する場合は、承諾なく行うことができるものとする。

(5) 損害に対する賠償

疫病、食中毒、暴風、大雨、洪水、落雷、地震、火災、暴動その他協議会の責に帰することができない自然的又は人為的な現象など不可抗力により運営が困難になり損害が生じる場合においても、協議会に対しその賠償を請求することができないものとする。

また、責めに帰する事由により、運営に関し、協議会又は第三者に損害を与えたときは、その損害を自己の負担により賠償するものとする。